

## 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

### 一 区域計画の認定の厳格化

内閣総理大臣は、区域計画に定められた特定事業が、特定の者が特別の利益を得ることとなるものであると認められる場合には、区域計画の認定をしてはならないものとする。

(国家戦略特別区域法第八条第八項関係)

### 二 区域計画の公表

内閣総理大臣は、区域計画の認定の申請があった場合には、透明性を確保しつつ、一等により認定を適正かつ厳格に行うようにするため、直ちに区域計画を公表し、広く国民の意見を求めなければならないものとする。

(国家戦略特別区域法第八条第九項関係)

### 三 利害関係のある議案についての議事参加の制限

国家戦略特別区域諮問会議の有識者議員は、自己の利害に関係のある議案については、その議事に加わることができないものとする。

(国家戦略特別区域法第三十三条第五項関係)

### 四 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る規定の適用の延期

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る規定は、別に法律で定める日までの間、適用しないものとする。 (改正法附則第一条第二項関係)

## 五 検討

政府は、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業及び国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業において受け入れる外国人の権利利益の擁護の在り方について早急に検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該検討を行うに当たっては、我が国において外国人の権利利益の擁護を図るための活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を聴くものとする。 (改正法附則第二条第一項関係)

## 六 その他所要の規定の整備を行うこと。